平成２７年（再イ）第８４号

静岡県藤枝市大東町278番地の１

再生債務者　大石　洋伸

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月３日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１８１号

大阪府枚方市香里ケ丘１丁目22番地（Ｅ10―501）

再生債務者　内山美奈子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月２日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第２０５号

大阪市住之江区南加賀屋４丁目４番33―1202号

再生債務者　森谷　　剛

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月２日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第１２号

大阪府和泉市室堂町５番地の１―３―1405

再生債務者　西山　　賢

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月１日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２８年（再イ）第１５号

広島県東広島市西条町下見3653番地１　アルカンシエルＣ103号

再生債務者　沖野　　純

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月３日

広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第８号

釧路市昭和中央５丁目30番１号　Ａｎｈ201

再生債務者　海藤　信一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月３日　　釧路地方裁判所

平成２８年（再イ）第７号

石川県白山市月橋町316番地１　ワイズマンション206号室

再生債務者　伊藤　　剛

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月３日　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第２１号

金沢市近岡町271番地１　シャン・エフＡ棟201号

再生債務者　紺　　晃輔

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月３日　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第２２号

大阪府岸和田市春木宮川町10番４号　シャン・ノールⅥ201号

再生債務者　鈴木　善博

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月３日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２８年（再イ）第７６号

札幌市手稲区曙８条２丁目３番19号

再生債務者　石垣　和恵

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月３日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１号

福島県相馬市黒木字迎畑50番地の７

再生債務者　江口　敏文

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月３日　福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（再イ）第１２号

兵庫県西宮市中前田町８番20号　サニーコート102号

再生債務者　河里　吉信

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月３日　神戸地方裁判所尼崎支部

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　猪野　雅彦

登録番号　28946

事 務 所　東京都港区新橋１―18―19

キムラヤ大塚ビル８階

雅法律事務所

３　処分の内容　業務停止１月

４　処分が効力を生じた年月日

平成28年７月27日

平成 28 年７月 28 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日・年齢・血液型不詳の男性

上記の者は、平成27年９月15日午後３時46分頃栃木県足利市葉鹿町1750番地、彦谷自治会館西方約100メートル先所在の通称少年の砦敷地内で頭蓋骨（白骨化）のみ発見されました。死後１年以上経過と推定されます。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成 28 年８月 16 日

栃木県　　足利市長　和泉　　聡

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、身長166㎝くらい、体格痩せ型、推定年齢60歳～79歳、黒髪、短髪、所持品は現金11,175円、鍵、片道切符、わかばタバコ、ライター

上記の者は、平成28年５月26日、八王子市高尾町2241番地京王電鉄高尾山口駅前設置の案内看板裏にて発見。死亡は平成28年５月26日頃と推定され、死因は縊死。遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、本市生活福祉総務課まで申し出てください。

平成 28 年８月 16 日

東京都　　八王子市長　石森　孝志